

四街道市シティセールスロゴマークの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、四街道市シティセールスロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークの形状及び配色)

第2条 ロゴマークの形状及び配色は四街道市シティセールスロゴマーク使用マニュアルに示すとおりとする。

(権利の帰属)

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は四街道市に帰属する。

(使用申請等)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ四街道市シティセールスロゴマーク使用申請書(様式第1号)を市長に提出し、承認を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 市の機関が使用するとき
- (2) 市内の学校等が教育の目的で使用するとき
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき
- (4) 国又は他の地方公共団体が使用するとき
- (5) 個人・法人・団体等が商品販売等の営利を目的とせず、四街道の魅力を発信する取り組みに使用するとき
- (6) その他市長が適当と認めたとき

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、結果を四街道市シティセールスロゴマーク使用承認・不承認通知書(様式第2号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、前項の承認について条件を付することができる。

4 申請は、原則としてロゴマークを使用する日の1月前までに行わなければならない。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

5 ロゴマークの使用期間は1年間とし、1年を超えて使用する場合は、再度、使用承認申請をするものとする。

(使用制限)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークを使用することができない。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき
- (2) 特定の政治、思想、宗教、募金等の活動の目的に利用するおそれがあると認められるとき
- (3) 特定の個人又は団体の信用を高めるために利用すると認められる
- (4) 自己の商標、意匠その他これに類するものとして使用すると認められるとき
- (5) 市及びロゴマークのイメージを損なうと認められるとき
- (6) 前各号に掲げるもののほか、ロゴマークの使用が不相当と認められるとき

(使用承認の取消し)

第6条 市長は、ロゴマークの使用承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取り消すことができる。

- (1) 使用承認に際し付された条件に違反したとき。
 - (2) 使用申請に虚偽又は不正があったとき。
 - (3) その他市長が使用を不相当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、四街道市シティセールスロゴマーク使用承認取消通知書(様式第3号)により、通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により使用承認を取り消した者に対し、その承認に係る物品の使用を停止し、及び回収を求める等適切な措置を講ずることができる。
- 4 市長は、承認を取消し、停止等に要する物品の回収等により生じた損害について賠償する責任を一切負わない。

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(遵守事項)

第8条 ロゴマークを使用しようとする者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 四街道市シティセールスロゴマーク使用マニュアルに従い、適正に使用すること。

(2) 知的財産権の侵害等、ロゴマークの使用により問題が発生しないようにすること。

(責任の所在)

第9条 市は、ロゴマークの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマークを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、ロゴマークの使用に際して、故意又は過失により市に損害を与えた場合は、生じた損害を市に賠償しなければならない。

(準拠法と合意管轄)

第10条 ロゴマークの使用及び本要綱の解釈及び適用については、日本法に従って解釈又は適用されるものとする。ロゴマークの使用及び本要綱に関して紛争が生じ、訴訟を行う場合には、本市の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。